



9月以降に実施される選挙から 投票区が再編されます

概 要	<p>宍粟市内で実施される選挙における投票区について、一部の投票区を統合し、現在の31か所から23か所に再編します。</p> <p>この再編は令和8年9月から適用され、新投票区により最初に実施される選挙は、令和9年4月執行予定の兵庫県議会議員選挙となる見込みです。</p> <p>また、再編に伴う投票環境の整備として、これまでのマイクロバスの運行に代えて、選挙当日の移動支援事業を新たに開始します。対象は、障がいや高齢などの理由により、歩行、自家用車、公共交通機関などの自力移動が困難な方です。選挙管理委員会事務局への事前申請により、市内の居宅等から投票所までのタクシー送迎を無料で提供します。</p> <p>事前申請は令和8年9月より受付を開始します。宍粟市では今後も、誰もが安心して投票できる環境づくりに努めます。</p>
参考資料	投票区再編前後比較表、宍粟市投票所移動支援事業（概要）
問合せ先	選挙管理委員会事務局 Tel 0790-67-9898

投票区再編前後比較表

資料①

※選挙人名簿登録者数は、令和8年3月2日時点の情報

現 行					
地区	投票区名	行政区名（自治会名）	男	女	計
山崎	第1	本町、北魚町、寺町、紺屋町、伊沢町、東鹿沢、中鹿沢、本鹿沢、西鹿沢、加生	718	802	1,520
	第2	西町、元山崎、門前	301	353	654
	第3	鴻ノ町、旭町、大歳町、上寺、横須、東横須、庄能北、庄能南	834	902	1,736
	第4	山田町、福原町、出水町、富士野町、今宿、中広瀬、山田、須賀沢、出石、高所	964	1,009	1,973
	第5	木谷、市場、高下、青木、塩田	722	775	1,497
	第6	中井、鶴木、春安、段、金谷	797	824	1,621
	第7	御名、千本屋、野、船元、下広瀬、上比地、中比地、下比地	886	974	1,860
	第8	川戸、宇原、下宇原	433	473	906
	第9	中、中さつき、三谷、中山、神谷	485	553	1,038
	第10	矢原、岸田、野々上	380	412	792
	第11	生谷、下町、宇野、片山、下牧谷、上牧谷、大谷	546	565	1,111
	第12	東下野、中野、上ノ下、上ノ上	315	338	653
	第13	小茅野	6	7	13
	第14	三津、梯、五十波、さつき台	432	462	894
	第15	田井、与位、清野、杉ヶ瀬、木ノ谷	503	542	1,045
	第16	葛根、土万、塩山、大沢	273	314	587
一宮	第17	曲里、嵯峨山、中安積、三林、杉田、西安積、閨賀、東市場	765	864	1,629
	第18	須行名、伊和、安黒、嶋田	514	593	1,107
	第19	下野田、上野田、能倉、福田、山田、中坪、本谷	469	501	970
	第20	福中、福知、生栖、楽里、西深、深河谷	390	453	843
	第21	三方町、森添、東公文、西公文、河原田、福野	421	434	855
	第22	上岸田、百千家満、草木、黒原、井内、横山、倉床	272	279	551
	第23	千町	12	16	28
波賀	第24	日見谷、谷、小野、今市、安賀、有賀	436	476	912
	第25	斉木、上野、水谷、皆木、飯見、野尻	619	709	1,328
	第26	原有賀、原、日ノ原、音水、引原、鹿伏	120	145	265
	第27	戸倉、道谷	44	39	83
千種	第28	千草、河呂、奥西山、西山、室、七野、下河野、黒土、中島	556	652	1,208
	第29	岩野辺	182	204	386
	第30	河内、西河内	147	167	314
	第31	鷹巣	88	81	169
合 計			13,630	14,918	28,548

見 直 し 後					
地区	投票区名	行政区名（自治会名）	男	女	計
山崎	第1	西町、本町、北魚町、寺町、紺屋町、伊沢町、元山崎、東鹿沢、中鹿沢、本鹿沢、西鹿沢、門前、加生	1,019	1,155	2,174
	第2	鴻ノ町、旭町、大歳町、上寺、横須、東横須、庄能北、庄能南	834	902	1,736
	第3	山田町、福原町、出水町、富士野町、今宿、中広瀬、山田、船元、下広瀬、須賀沢、出石、高所	1,109	1,169	2,278
	第4	木谷、市場、高下、青木、塩田	722	775	1,497
	第5	中井、鶴木、春安、段、金谷	797	824	1,621
	第6	御名、千本屋、野、船元、下広瀬、上比地、中比地、下比地	741	814	1,555
	第7	川戸、宇原、下宇原	433	473	906
	第8	中、中さつき、三谷、中山、神谷、矢原、岸田、野々上	865	965	1,830
	第9	生谷、下町、宇野、片山、下牧谷、上牧谷、大谷	546	565	1,111
	第10	東下野、中野、上ノ下、上ノ上、小茅野	321	345	666
	第11	三津、梯、五十波、さつき台、田井、与位、清野、杉ヶ瀬、木ノ谷	935	1,004	1,939
	第12	葛根、土万、塩山、大沢	273	314	587
一宮	第13	曲里、嵯峨山、中安積、三林、杉田、西安積、閨賀、東市場、須行名、伊和、安黒、嶋田	1,279	1,457	2,736
	第14	下野田、上野田、能倉、福田、山田、中坪、本谷	469	501	970
	第15	福中、福知、生栖、楽里、西深、深河谷	390	453	843
	第16	三方町、森添、東公文、西公文、河原田、福野	421	434	855
	第17	上岸田、百千家満、草木、黒原、井内、横山、倉床、千町	284	295	579
波賀	第18	日見谷、谷、小野、今市、安賀、有賀、斉木、上野、水谷、皆木、飯見、野尻	1,055	1,185	2,240
	第19	原有賀、原、日ノ原、音水、引原、鹿伏	120	145	265
	第20	戸倉、道谷	44	39	83
千種	第21	千草、岩野辺、河呂、奥西山、西山、室、七野、下河野、黒土、中島	738	856	1,594
	第22	河内、西河内	147	167	314
	第23	鷹巣	88	81	169
合 計			13,630	14,918	28,548

投票区再編前後比較表（再編対象投票区のみ抜粋）

※選挙人名簿登録者数は、令和8年3月2日時点の情報

関係集落（自治会）	現行			再編後		
集落名 （自治会名）	投票 区名	投票所名 （直近）	選挙人名簿 登録者数 （人）	投票 区名	投票所名 （予定）	選挙人名簿 登録者数 （人）
本町 北魚町 寺町 紺屋町 伊沢町 東鹿沢 中鹿沢 本鹿沢 西鹿沢 加生	第1	宍粟防災センター	1,520	第1	宍粟防災センター	2,174
西町 元山崎 門前						
中 中さつき 三谷 中山 神谷	第9	神谷ふれあいセン ター	1,038	第8	神谷ふれあいセン ター	1,830
矢原 岸田 野々上						
東下野 中野 上ノ下 上ノ上	第12	旧都多小学校校舎	653	第10	旧都多小学校校舎	666
小茅野						
三津 梯 五十波 さつき台	第14	五十波公民館	894	第11	五十波公民館	1,939
田井 与位 清野 杉ヶ瀬 木ノ谷						

関係集落（自治会）	現行			再編後		
集落名 （自治会名）	投票 区名	投票所名 （直近）	選挙人名簿 登録者数 （人）	投票 区名	投票所名 （予定）	選挙人名簿 登録者数 （人）
曲里 嵯峨山 中安積 三林 杉田 西安積 閏賀 東市場	第17	一宮市民協働セン ター	1,629	第13	一宮市民協働セン ター	2,736
須行名 伊和 安黒 嶋田						
上岸田 百千家満 草木 黒原 井内 横山 倉床	第22	センターふれあい （上岸田公民館）	551	第17	センターふれあい （上岸田公民館）	579
千町	第23	下千町公民館	28			
日見谷 谷 小野 今市 安賀 有賀	第24	総合教育センター （旧メイプル福祉 センター）	912	第18	波賀市民協働セン ター	2,240
斉木 上野 水谷 皆木 飯見 野尻	第25	波賀市民協働セン ター	1,328			
千草 河呂 奥西山 西山 室 七野 下河野 黒土 中島	第28	千種市民協働セン ター	1,208	第21	千種市民協働セン ター	1,594
岩野辺	第29	岩野辺公民館	386			

宍粟市投票所移動支援事業（概要）

歩行、自家用車、公共交通機関等での移動が困難な有権者を対象に、選挙の当日に限り、居宅等からそれぞれに指定されている投票所までを無料で送迎する移動支援を実施します。

利用対象者

次の①または②に該当する人

- ①宍粟市外出支援サービスを利用している人
- ②選挙の当日に市内の投票所で投票する権利を有しており、かつ、次の要件を全て満たす人
 - ・居宅等から投票所までの間、自力(歩行、自転車、自家用車等)での移動が困難である。
 - ・居宅等から投票所までの間、バス等の公共交通機関の利用による移動が困難である。
 - ・居宅等から投票所までの間、公共交通機関以外の移動手段(家族等の送迎を含む)がない。
 - ・不在者投票を行うことができる施設に入院又は入所していない。

利用の流れ

1. 利用者：投票所移動支援事業申請書を選挙管理委員会へ提出
2. 選挙管理委員会：申請内容を審査し、適当と認めたとき移動支援台帳に登録
3. 選挙管理委員会：選挙の公示又は告示日前に移動支援台帳登録者に利用券を交付
4. 利用者：自身で移動支援事業者に配車を依頼
5. 利用者：選挙当日にタクシーで投票所に行く（運転手に利用券を渡す）
6. 利用者：投票をして、同じタクシーで自宅に戻る

利用上の注意点

- ・利用券は選挙の当日に限り使用可（期日前投票は使用不可）。
- ・居宅等からそれぞれに指定されている投票所への往復のみとし、途中下車や投票以外の目的での使用は不可。
- ・日常的に補助が必要な方については、選挙人1名に加えて補助者1名が同乗可。